

# 県外から山形県公立高等学校を 志願する皆さんへ

山形県教育委員会

保護者の転勤等によって、県外から山形県の公立高等学校を志願する場合の手続きは、次のようになっております。

## 1 志願資格について

県外から志願できるのは、保護者（親権を行う者又は後見人）が入学日までに山形県に転住する場合等です。

## 2 「学区外高等学校志願許可」について

県外からの志願には、山形県教育委員会教育長の「学区外高等学校志願許可」が必要です。

## 3 志願手続きについて

(1) 志願手続きに必要な書類は、次のとおりです。

- (i) 学区外高等学校志願許可願（様式第5号A）・・・・・・・・・・ 1部
- (ii) 受検者が、在住する県の公立高等学校に志願しない旨を証明した、  
証明書・・・・・・・・・・ 1部  
（その県の様式によるが、無い場合は、本県の様式（様式第5号E）を  
参考に在籍中学校長の証明書を作成する）
- (iii) 山形県への転住の理由を証明する公的証明書等・・・・・・・・・・ 1部  
（例）「転勤証明書又は内示書の写し」など
- (iv) 誓約書（様式第5号C）  
入学後、申請した住所に保護者と同居して通学する旨の誓約書  
（本人・保護者連名）・・・・・・・・・・ 1部

(2) 志願手続きの方法

- ・ 上記(i) (ii) (iii) (iv) の書類を在籍中学校長又は出身中学校長を経由して、  
山形県教育局高校教育課長あて提出してください。（令和6年1月末日途）
- ・ 提出する際には、120円切手を貼付した返信用封筒（A4用紙が入る角型2号封筒）  
を同封してください。
- ・ 許可願を作成する際には、誤記のないようにお願いします。

## 4 入学願書の請求について

入学願書の用紙は、出願する高等学校に直接請求してください。

（入学願書の用紙（募集要項）の配布は、令和5年12月7日からの予定です。）

## 5 出願に必要な書類について

(1) 学区外高等学校志願許可書（様式第5号B）

※志願許可申請書類を審査の上で、在籍中学校長宛送付します。

(2) 入学願書

●受付期間

令和6年2月16日（金）から2月22日（木）12:00まで  
（郵送の場合でも締切日時まで必着とします）

●山形県収入証紙の貼付

入学願書には、入学者選抜手数料として、全日制の課程については2,200円、定時制の課程については950円の山形県収入証紙を貼付してください。なお、市立高校においては、現金となります。

(3) 調査書

●調査書の様式は、山形県のものを使用します。（山形県ホームページからダウンロードできます。）

(4) 成績一覧表は、必要ありません。

- ・ 上記の(1)(2)(3)の書類は、在籍中学校長又は出身中学校長を経由して、出願先高等学校長あて、提出願います。

## 6 学力検査及び面接について

- (1) 期 間 令和6年3月7日（木）
- (2) 検査科目 国語・社会・数学・理科・外国語（英語）
- (3) 面 接 実施する学校では、検査終了後または翌日に行う。  
（詳細は各学校の要綱による）
- (4) 検査会場 学力検査、面接ともに出願先高等学校で行う。

送付先（問い合わせ先）

〒 990-8570

山形市松波二丁目8番1号

山形県教育局高校教育課 入学者選抜学区外志願担当

電話 023-630-3165

e-mail ykoko@pref.yamagata.jp